

ささゆり会退職金等規程

社会福祉法人 ささゆり会

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、社会福祉法人ささゆり会（以下「本法人」という）の確定拠出年金制度、退職一時金制度、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という）が行う退職手当制度等について定めたものである。

第2章 確定拠出年金制度

第2条 (適用範囲)

本法人の確定拠出年金制度（以下「DC制度」という）は就業規則で定める職員（ただし、65歳未満の者に限る。）に適用し、新規加入は65歳未満までとする。なお、準職員、パートタイマー、嘱託職員および登録ヘルパーには適用しない。

- 2 65歳未満の職員で法令によりDC制度に加入できない者は、第3章で規定する退職一時金制度を適用する。

第3条 (事業主掛金の拠出)

各月の末日に在籍する職員に対して、本法人はDC制度の掛金を拠出する（以下、本法人が拠出する掛金を「事業主掛金」という。）。

- 2 前項に定める拠出の対象となる月は、職員になった日の属する月から満65歳に達する日（満65歳の誕生日の前日）の属する月の前月までとし、当月分を翌月に拠出する。ただし、満65歳未満で職員でなくなった場合は、職員でなくなった日の翌日の属する月の前月までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、休職（本法人都合を除く）、育児休業および介護休業の期間に該当する無給の期間については、拠出を中断する。
- 4 前項に定める拠出を中断する期間は、月によるものとし、前項の事由が開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までとする。

第4条 (第4章で規定する福祉医療機構が行う退職手当共済制度（以下、この章において「退職手当共済制度」という）に未加入の者の事業主掛金の額)

退職手当共済制度に未加入の者の事業主掛金は別表1に定める金額（DC給）とする。

- 2 前項のDC給は、毎年4月1日時点の基本給と、職員としての勤続年数を基準に、それぞれ算出した金額を比較して少ない額とする。当該DC給の適用期間は4月から翌3月までとする。
- 3 4月2日以降に職員となった者のDC給は、職員になった時点の基本給に基づき、次のとおりとし、職員となった月から翌3月まで適用する。
 - (1) 当該基本給が180,000円以上の職員 8,000円

(2) 当該基本給が 180,000 円未満の職員 5,000 円

- 4 本法人の理事会にて優れた貢献が認められた者はA評価を適用する。なおA評価の適用を受けた者のDC給は、本条第2項（B評価）を適用せず、4月1日時点の基本給と職員としての勤続年数を基準にそれぞれ算出した金額を比較して多い額とする。ただし、60歳の誕生日の属する月以降のDC給は8,000円とする。当該DC給の適用期間は4月から翌3月までとする。

第5条 （退職手当共済制度に加入している者の事業主掛金の額）

退職手当共済制度に加入している者の事業主掛金は、前条を適用せず各人の勤続年数により別表2に定める金額（DC給）とする。

- 2 前項のDC給の額は、毎年4月1日時点の職員としての勤続年数にもとづき算出し、4月から翌3月まで適用する。

第6条 （加入者掛金）

加入者掛金とはDC制度の加入者本人が自らの給与から拠出する掛金のことをいう。

- 2 DC制度の加入者は、第4条、第5条に定める事業主掛金に加え、加入者本人も給与の中から加入者掛金としてDC制度へ更に拠出することができる。
- 3 加入者掛金の額は、事業主掛金の範囲内で加入者自ら決定した1,000円単位の金額とし、事業主掛金との合計額がささゆり会グループ企業型年金規約（以下、「企業型年金規約」という。）に定める拠出限度額を超過しないものとする。
- 4 加入者掛金のDC制度への拠出は、毎月末日に本法人に在籍する加入者に対して、本法人がその翌月に支給する給与から控除して行う。
- 5 前項に関わらず第3条第3項に該当する期間については加入者掛金の拠出はできないものとする。なお、加入者掛金の拠出が行えない期間は、月によるものとし、中断事由が開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までとする。
- 6 加入者掛金の額の変更（加入者掛金の額を零から変更すること{以下「拠出の再開」という}は含まない）を希望する場合は、年（4月1日から翌年3月31日）に1回、4月（5月拠出分）から変更することができる。なお、変更する場合は、変更月（4月）の10日までに本法人に対し別途定める所定の手続きによって申し出るものとする。但し、加入者掛金の額を零に変更する場合（以下、「拠出の停止」という）はこのかぎりではない。
- 7 事業主掛金の増減により、加入者掛金額を変更させる必要が生じた場合は、事業主掛金に変更される月の10日までに、本法人の定める方法に従い、変更を申し出なければならない。なお、当該加入者が当該手続きを行わなかった場合、本法人は前条に定める加入者掛金の額のうち、加入者掛金限度額（「変更後の事業主掛金の額」と「拠出限度額から変更後の事業主掛金の額を控除した額」を比較し、小額である方の金額）の範囲内で一番高い額に変更するものとする。但し、加入者掛金限度額が、1,000円に満たな

い場合、本法人は加入者掛金の拠出を停止するものとし、本法人が、当該変更を行った場合は、速やかにその旨を当該加入者に報告するものとする。

- 8 金額不足のため給与から加入者掛金を控除できなかった場合、本法人は加入者掛金の拠出を停止し、速やかにその旨を加入者に報告するものとする。
- 9 加入者掛金の拠出の開始、再開または停止は、加入者の希望するいずれの月においても可とする。なお、開始、再開または停止を希望する場合は、当該希望月の10日までに本法人に対し別途定める所定の手続きによって申し出るものとする。

第7条（年金資産の返還）

職員が、次の各号に定める事由で退職する場合は、企業型年金規約に従い個人別管理資産のうち事業主掛金を原資とする部分を本法人に返還する。

- (1) 勤続年数が3年未満での就業規則に定める自己都合退職
 - (2) 勤続年数が3年未満での就業規則に定める解雇
 - (3) 勤続年数が3年未満での就業規則に定める諭旨退職または懲戒解雇
- 2 前項に定める個人別管理資産のうち事業主掛金を原資とする部分の額とは、事業主掛金分および加入者掛金分の資産売却金額から手数料等を控除した額に、事業主掛金累計と加入者掛金累計の合計額に占める事業主掛金累計の割合を乗じた額とする。

第8条（勤続年数）

第4条、第5条、第7条、第12条の勤続年数の算出にあたっては、入職日（適用外の職種から職員となった者は職員となった日）より起算し、退職日（職員から適用外の職種となった者は適用外の職種となった日の前日）までの歴日によって計算する。ただし、第4条および第5条の勤続年数の算出では、休職（本法人都合を除く）、育児休業および介護休業の期間についてはこれを通算しない。

- 2 前項の期間に1カ月未満の端数があるときは切り捨てる。

第9条（改定）

DC制度については本法人の経営状況および社会情勢の変化等により、本法人が必要と認めたときは改廃することがある。

第10条（企業型年金規約および法令等の適用）

確定拠出年金についてこの規程に定めがない事項については、企業型年金規約および確定拠出年金法その他法令に定めるところによる。

第3章 退職一時金制度

第11条 (適用範囲)

本法人の退職一時金制度は就業規則で定める職員および準職員（以下、本章において「職員等」という。）のうち次の者に適用し、パートタイマー、嘱託職員および登録ヘルパーには適用しない。

- (1) 第2章第2条第2項で規定する法令により制度に加入できない職員
- (2) 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者で介護福祉士の資格を取得していない者

第12条 (支給基準)

次の各号に定める事由で退職する場合は、退職一時金を支給しない。

- (1) 勤続年数が3年未満での就業規則に定める自己都合退職
- (2) 勤続年数が3年未満での就業規則に定める解雇
- (3) 勤続年数が3年未満での就業規則に定める論旨退職または懲戒解雇

第13条 (支給額の算出方法)

退職一時金の額は、第2章第3条、第4条および第5条を準用して計算し、退職までの事業主掛金の合計額と同額とする。

第14条 (支払方法、支払手段、支払時期)

退職一時金は、その全額を一時金として支払う。

- 2 退職一時金は、通貨で直接本人へ支払うか、本人が届け出た口座へ振り込むことによって支払う。
- 3 退職金一時金は、原則として、本法人を退職した日から4ヶ月以内に支払う。ただし、次のいずれかに該当する時は、この限りではない。
 - (1) 後任者との引き継ぎが十分でないとき
 - (2) 本法人の貸与品を返還しないとき
 - (3) 本法人の貸付金を返還しないとき
 - (4) その他退職にあたり本法人の指示命令に従わないとき

第15条 (死亡退職時の取り扱い)

職員等が死亡した時は、退職金一時金は遺族に対して支払う。

- 2 遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規程を適用する。
- 3 支払いを受けるべき遺族に同順位者が2人以上いる時の取り扱いは、その都度定める。

第 16 条 （受給権の処分禁止・差し押さえ禁止）

職員は、退職金一時金を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。また、第三者はこれを差し押さえることができない。

第 17 条 （債務の弁済）

本法人に対し弁済すべき債務がある時は、職員等は支給された退職金の一部または全部をもって弁済を行うものとする。

第 18 条 （改定）

退職一時金制度は本法人の経営状況および社会情勢の変化等により、本法人が必要と認めるときは改廃することがある。

第 4 章 福祉医療機構が行う退職手当共済制度

第 19 条 （対象者）

福祉医療機構が行う退職手当共済制度（以下、この章において「退職手当共済制度」という）の対象者は、第 2 章で規定する DC 制度の実施日の時点で退職手当共済制度に加入している職員のみとする。

第 20 条 （共済契約の解除）

本法人は、退職金手当共済制度加入者の退職日（解雇の場合は解雇日）、パートタイマー、または嘱託職員となった日に福祉医療機構との契約を解除する。

第 21 条 （福祉医療機構の支給基準、算出方法、支払方法等）

退職手当金は、社会福祉施設職員等退職手当共済約款等に基づき、福祉医療機構が支給基準、算定方法、支払方法等一切行う。

第 22 条 （改定）

退職手当共済制度は、本法人の経営状況、退職金手当共済制度の改正、および社会情勢の変化等により、本法人が必要と認めるときは改廃することがある。

<別表 1>

独立行政法人福祉医療機構が行う退職共済制度に未加入の職員

基本給	勤続年数 ※休職、育児介護休業期間を除く	事業主掛金（月額） （DC給）
180,000 円未満		5,000 円
180,000 円以上 190,000 円未満	1 年未満	8,000 円
190,000 円以上 200,000 円未満	1 年以上 3 年未満	
200,000 円以上 210,000 円未満	3 年以上 5 年未満	
210,000 円以上 220,000 円未満	5 年以上 7 年未満	12,000 円
220,000 円以上 230,000 円未満	7 年以上 9 年未満	15,000 円
230,000 円以上 240,000 円未満	9 年以上 11 年未満	18,000 円
240,000 円以上 250,000 円未満	11 年以上 13 年未満	23,000 円
250,000 円以上 260,000 円未満	13 年以上 15 年未満	25,000 円
260,000 円以上 265,000 円未満	15 年以上 17 年未満	29,000 円
265,000 円以上 270,000 円未満	17 年以上 19 年未満	32,000 円
270,000 円以上 275,000 円未満	19 年以上 21 年未満	
275,000 円以上 280,000 円未満	21 年以上 23 年未満	35,000 円
280,000 円以上 285,000 円未満	23 年以上 25 年未満	
285,000 円以上 290,000 円未満	25 年以上 27 年未満	36,000 円
290,000 円以上 295,000 円未満	27 年以上 29 年未満	
295,000 円以上	29 年以上	37,000 円

※60 歳以上 65 歳未満は月額 8,000 円となります

<別表 2>

独立行政法人福祉医療機構が行う退職共済制度に加入している職員

勤続年数 ※休職、育児介護休業期間を除く	事業主掛金（月額） （DC給）
11年未満	3,000円
11年以上25年未満	4,000円
25年以上33年未満	5,000円
33年以上	6,000円

附則

第1条（制定実施日）

本規程は、平成29年7月2日（以下「制定実施日」という）より実施する

第2条（経過措置）

制定実施日より前から在籍する職員および職員（準職員）（以下、「職員」という。）で、制定実施日以降も引き続き勤務する者の第2章第4条および第5条で定める事業主掛金は各人の制定実施日時点の基本給および職員としての勤続年数により決定する。

第3条（退職金制度および特別退職慰労金制度からの資産の移換）

制定実施日より前から在籍する職員で、第2章で定める確定拠出年金制度（以下「DC制度」という）に資産の移換を希望する職員は、制定実施日前日における退職金の自己都合要支給額および特別退職慰労金の自己都合要支給額（福祉医療機構が行う退職手当共済制度の部分を除く）に、1.0を乗じた額（以下「移行用退職金」という）について、これを4等分し、平成29年度から平成32年度までの期間にわたり毎年1回、個人別管理資産へ移換するものとする。

なお、DC制度に資産の移換を希望しない職員については資産を移換せず、移行用退職金を制定実施日から4ヶ月以内に一時金で支給する。

- 前項に定める分割移換は、平成29年度から平成32年度までの間、毎年8月25日（ただし、25日が金融機関の非営業日に当たるときは、その前営業日。）に行うものとし、分割移換中に退職する者については、移行用退職金から既に移換済みの額を差し引いた残額を資格喪失日の属する月の翌月に一括してDC制度に移換する。
- 第1項および前項の定めにかかわらず、DC制度の加入者となった者が制定実施日の属する月に資格を喪失した場合は、第1項に定める移行用退職金を退職時に支給する。
- 平成29年7月1日に本法人の退職金規程および特別退職慰労金規程は廃止する。

附 則

2. この規程は、平成29年12月21日より改正施行する。
3. この規程は、令和2年3月16日より改正施行し、令和2年9月1日より適用する。
4. この規程は、令和3年6月25日より改正施行する。
5. この規程は、令和3年8月31日より改正施行し、令和3年12月1日より適用する。